



よみあげ ふりがな もじの大きさ いろ 使い方

当サイトについて | サイトマップ

市長の部屋

防災情報



行政トップページ

くらしのガイド

生活一般

[住民票・戸籍](#) / [パスポート](#)・各種証明書 / [市税](#) / [イエローバス](#)・[公共交通](#) / [住宅](#) / [定住](#) / [選挙](#) / [その他](#)

保健・医療・福祉

[国民健康保険](#) / [国民年金](#) / [介護保険](#)・[高齢者福祉](#) / [障がい者福祉](#) / [生活福祉](#) / [健康](#)・[休日診療](#) / [子育て支援](#) / [その他](#)

環境

[ごみ・リサイクル](#) / [環境保全](#) / [ペット・動物](#) / [その他](#)

教育・交流・協働

[学校教育](#) / [文化振興](#) / [地域・スポーツ振興](#) / [交流センター](#) / [NPO](#)・[国際交流](#) / [人権](#)・[男女共同参画](#) / [その他](#)

安全

[防災](#) / [消防](#) / [防犯](#) / [消費者相談](#) / [交通安全](#) / [その他](#)

産業・経済

[農林業](#) / [商工業](#)・[観光事業](#) / [その他](#)

まちづくり

[道路](#)・[河川](#)・[公園](#) / [上下水道](#) / [建築支援](#) / [その他](#)

行政情報・市政

[市勢](#) / [機権](#) / [施設電話番号](#) / [計画](#) / [統計\(人口・その他\)](#) / [財政](#) / [パブリックコメント\(意見募集\)](#) / [審議会情報](#) / [入札情報](#) / [広報](#)・[広聴](#) / [報道提供資料等](#) / [安来市例規集](#) / [申請書様式ダウンロード](#) / [その他](#)

[部署名からさがす](#)

[English](#)

[トップページ](#) > [部署一覧](#) > [総務部](#) > [総務課](#) > [総務課からのお知らせ](#) > 安来市新安来庁舎構内交換機等設備設置業務の実施業者を募集します。

安来市新安来庁舎構内交換機等設備設置業務の公募について

安来市では、新安来庁舎建設にあたり、構内交換機設備(IP-PBX)、周辺機器を更新する予定です。更新にあたり、新たな機器等の提案を受けるため、公募型企画提案方式(プロポーザル方式)を採用します。

参加を希望される方は、下記をクリックして詳細を確認してください。

公告

募集の概要等について確認することができます(PDF形式73KB)。

募集要項

参加方法等について確認することができます(PDF形式311KB)。

様式集

参加に必要な書類です。参加を希望される方は、必ず提出してください(Word形式17KB)。

仕様書

業務内容について確認することができます(PDF形式604KB)。

質疑回答

安来市新安来庁舎構内交換機等設備設置業務の実施業者募集に係る質問に回答します。

安来市へのお問い合わせやご意見、各課案内はこちら

安来市役所

〒692-8686 島根県安来市安来町878-2

電話: 0854-23-3000(代表)

代表メールアドレス: info@city.vasugi.shimane.jp

安来市公告

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり参加表明書及び提案書の提出を招請する。

平成28年 1月15日

安来市長 近藤 宏樹

記

1 件名

新安来庁舎構内交換機等設備設置業務

2 趣旨

安来市では、新安来庁舎建設にあたり、構内交換機設備（IP-PBX）、周辺機器を更新する予定であり、新たな機器等の提案を受けるため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用する。

3 担当部署

〒692-8686

安来市安来町878番地2

安来市役所 総務部総務課

電話：0854-23-3016

FAX：0854-23-3152

電子メールアドレス：soumu@city.yasugi.shimane.jp

4 参加資格要件

(1) 参加事業者が備えるべき要件

ア 平成27・28年度安来市競争入札参加資格登録業者のうち、工事部門または、物品役務部門において登録を有すること。

イ 安来市税等について滞納がないこと。

ウ 営業所等が安来市、松江市、雲南市、米子市、境港市のいずれかにあること。

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から審査結果の決定日までの間に参加事業者の備えるべき要件

を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

5 施行期間

契約時より平成29年5月前後を予定

6 募集要項等の公表

(1) 公表期間

平成28年1月15日(金)から2月5日(金)午後4時までとする。

(2) 公表場所

安来市のホームページにおいて公表します。

(ホームページアドレス <http://www.city.yasugi.shimane.jp/>)

7 参加表明書(兼参加資格審査申請書)及び提案書等の提出日時及び提出場所

(1) 提出日時

平成28年1月18日(月)から2月5日(金)午後4時まで

(2) 提出場所

安来市安来町878番地2

安来市役所 総務部総務課

8 その他

詳細については、新安来庁舎構内交換機等設備設置業務募集要項を参照すること。

9 問い合わせ先

安来市役所 総務部総務課

電話：0854-23-3016

FAX：0854-23-3152

新安来庁舎構内交換機等設備設置業務
募 集 要 項

平成28年1月

安来市総務部総務課

目 次

第1	募集要項等の定義	1
第2	本業務の概要	1
1	業務の名称	1
2	履行場所	1
3	業務範囲	1
4	施行期間	1
5	事業者選定	1
第3	参加事業者	2
1	参加資格	2
2	応募に関する留意事項	2
第4	事業者選定等のスケジュール	3
1	資料の公表	3
2	募集要項等に関する説明会	3
3	募集要項等に関する質問の受付・回答	3
4	参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出	3
5	提案書の提出（第1次審査）	4
6	プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）	4
7	結果の通知	5
第5	提案書の審査方法	5
1	選定委員会	5
2	審査の方法	5
3	事務局	5

第1 募集要項等の定義

安来市（以下「市」といいます。）では、新安来庁舎建設にあたり、構内交換機設備（I P-P B X）、周辺機器を更新する予定です。更新にあたり、新たな機器等の提案を受けるため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用します。

この募集要項は、新安来庁舎構内交換機等設備設置業務に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。この募集要項に併せて配布する次の資料も、この募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

仕様書：市が事業者 requests する具体的な業務仕様を示すもの

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

第2 本業務の概要

1 業務の名称 新安来庁舎構内交換機等設備設置業務

2 履行場所 新安来庁舎 安来市安来町878番地2

広瀬庁舎	安来市広瀬町広瀬703番地
伯太庁舎	安来市伯太町東母里580番地
水道庁舎	安来市上坂田町551番地
消防庁舎	安来市飯島町711番地1
観光交流プラザ	安来市安来町2093番地3

注) 構内交換機設備は、新安来庁舎に設置するが、他庁舎間との円滑な接続も必要であるため、上記の記載内容としている。

- 3 業務範囲
- (1) 構内交換機設備（I P-P B X）本体及び蓄電池の搬入、設置。
（耐震・転倒防止の対策）
 - (2) 構内交換機設備（I P-P B X）から各電話機までのケーブル工事
 - (3) 配線工事
 - (4) 電話機設置・接続等
 - (5) 周辺機器
 - (6) 運用トレーニング
 - (7) 開通時の立ち会い
 - (8) 完成図書作成
- 4 施行期間 契約時より平成29年5月前後を予定
- 5 事業者選定 公募型プロポーザル方式により、事務局（総務部総務課）が、一時審査を行い、資格を満たしていると判断した事業者に対し、プレゼンテーシ

ョンの案内を行います。その後、プレゼンテーションを行い選定委員会委員が提案者の順位を付して、市長が決定します。

第3 参加事業者

1 参加資格

- (1) 平成27・28年度安来市競争入札参加資格登録業者のうち、工事部門または、物品役務部門において登録を有すること。
- (2) 安来市税等について滞納がないこと。
- (3) 営業所等が安来市、松江市、雲南市、米子市、境港市のいずれかにあること。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

参加事業者は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 参加費用の負担

このプロポーザルへの参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 著作権

参加事業者から募集要項に基づいて提出される書類の著作権は、原則として当該書類の作成者に帰属します。ただし、受託者として決定した事業者が提出した提案書の著作権は、市に帰属します。

(4) 提出書類及び資料の取扱い

提出された書類及び資料については、変更することができないものとし、また、返却をしません。

(5) 本事業における契約予定金額の公表

本事業に係る平成27年度から平成29年度までの3年間の契約予定金額の総額（消費税及び地方消費税を除く。）は、次のとおりですので、提案額は、この額以内で記入してください。

29,000千円

(6) 契約

本事業は、選定後、事業者との詳細な打ち合わせを行った後に契約を交わします。また、本年3月議会において債務負担行為限度額（予算）を上程するため、3月議会終了後に契約を交わすこととなります。契約締結後は、庁舎工事施工業者と定例会等、定期的に工程調整を行って頂く必要があります。

(7) その他

この募集要項に定めるもののほか、このプロポーザルへの参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。

第4 事業者選定等のスケジュール

このプロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとします。

手続き開始の公告	
参加表明書提出期限 及び 提案書提出期限	平成28年 2月 5日
第2回選定委員会（プレゼンテーション）	平成28年 2月中旬

1 資料の公表

(1) 公表方法

本事業に関する資料は、市のホームページにおいて公表します。

(2) 公表資料

ア 募集要項（本書）

イ 仕様書

ウ 様式集

※ 上記書類が必要な場合は、各自、市のホームページからダウンロードしてください。（ホームページアドレス <http://www.city.yasugi.shimane.jp/>）

2 募集要項等に関する説明会

行いません。

3 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、市のホームページにおいて回答します。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしません。

(1) 質問書（様式第1号）に内容を簡素にまとめて記載し、電子メールにより提出してください。

(2) 受付期間

平成28年1月18日（月）から1月25日（月）まで

(3) 回答期日

受付日から起算し、3日以内に随時。

(4) 電子メールアドレス

soumu@city.yasugi.shimane.jp

4 参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出

参加事業者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出してください。

(1) 提出日時

平成28年1月18日（月）から2月5日（金）午後4時まで

(2) 提出書類

ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号）及び添付書類

イ 誓約書（様式第3号）

(3) 提出先

安来市安来町878番地2

安来市役所 総務部総務課

5 提案書の提出（第1次審査）

参加事業者は、次に定めるところにより提案書等を提出してください。

(1) 受付（提出）期間

平成28年1月18日（月）から2月5日（金）午後4時まで

(2) 提出書類

ア 審査に係る提案書類提出書（様式第4号） 正1部

イ 提案書（任意様式） 正1部・副12部

(3) 提出先

安来市安来町878番地2

安来市役所 総務部総務課

(4) 提出方法

ア 提案書等は、持参するものとし、それ以外の方法による提出は、認めません。

イ 提案書の書式は、任意様式としますが、A4判用紙20～30頁を想定しています。

ウ 無効となる提案書

① 提出先、提出方法及び提出期限に適合しないもの

② 虚偽の内容が記載されているもの

エ 見積書は、本事業に係る平成27年度から平成29年度までの3年間の契約予定金額の総額について見積りをしてください。ただし、選定後、事業者との詳細な打ち合わせを行うため、見積額と契約額は異なると想定しています。

6 プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）

第1次審査で選考された参加事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。

(1) 実施日時及び場所

平成28年2月中旬（日時及び場所は、別途第1次審査で選考された参加事業者に通知します。）

(2) 実施時間

各社40分程度（プレゼンテーション20分・ヒアリング質疑応答20分を想定しています。）

(3) 出席者

審査会場入室は、3人程度とします。

(4) 準備物

プロジェクター、パーソナルコンピューター等を使用する場合には、各自準備してください。（スクリーンは、こちらで準備します。）

(5) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

提案書等の受付順とします。

7 審査結果の通知

審査結果については、文書により通知します。

第5 提案書の審査方法

1 市職員による、新安来庁舎構内交換機等設備設置業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）が、審査を実施します。

2 審査の方法

(1) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定します。

(2) 事業者の候補者は、選定委員会の審査に基づき決定します。

(3) 第1次審査

事務局（総務部総務課）において、書類審査を行います。

(4) 第2次審査

第1次審査で選考された参加事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。

選定委員会は、提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を評価し、提案者の順位を決定します。

(5) 優先交渉権者の決定

選定委員会の審査結果を踏まえ、市長が優先交渉権者を決定します。

(6) 選定結果は、提案書の提出者全てに通知します。

(7) 優先交渉権者と契約交渉を行った後、優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約交渉を行います。

3 事務局

このプロポーザルに関する事務局は、次のとおりです。

〒692-8686

安来市安来町878番地2

安来市役所 総務部総務課

電話：0854-23-3016

FAX：0854-23-3152

電子メールアドレス：soumu@city.yasugi.shimane.jp

新安来庁舎構内交換機等設備設置業務
仕 様 書

安来市総務部総務課

目次

1. 概要	3
1.1. 内容	3
1.2. 調達物件	3
1.3. 履行場所	3
1.4. 基本事項	3
1.5. 範囲	3
1.6. 施行時	6
1.7. 試験	6
2. 交換機仕様	7
2.1. システム概要	7
2.2. 接続条件	7
2.2.1. 公衆回線	7
2.2.2. 専用線	7
2.2.3. I S D N 端末	8
2.2.4. I P 端末	8
2.2.5. データ通信	8
2.2.6. 一般内線電話機	8
2.2.7. デジタル多機能電話機	8
2.2.8. デジタルコードレス	8
2.3. システム構成（現状）	9
2.4. 番号計画（既存構内交換機設備）	10
2.5. 各庁舎との接続	10
2.6. 運用条件	10
2.6.1. 外線応答方式	10
2.6.2. 運用方法	10
2.7. 安全対策	10
2.7.1. 耐震対策	10
2.7.2. 雷害対策	10
2.8. 構内交換機設備（I P - P B X）本体の主な諸元	10
2.9. 電源装置	11
2.10. 局線中継台	11
2.11. 保守コンソール	11
2.12. デジタル多機能電話機の主な仕様	11
2.13. 主要設備数（現状）	13

2.14.	サービス機能.....	13
3.	保守運用	14
3.1.	保守基本事項.....	14
3.2.	保守サービス.....	14
3.3.	定額保守サービス仕様.....	14

1. 概要

1.1. 内容

本業務は、既設構内交換機が設置から10年経過しており、保守対応が困難になりつつある設備であり、新安来庁舎建設にあたり、構内交換機設備（IP-PBX）、周辺機器を更新するものである。

1.2. 調達物件

新安来庁舎構内交換機設備（IP-PBX）及び周辺機器 1式

1.3. 履行場所

新安来庁舎 安来市安来町878番地2

広瀬庁舎	安来市広瀬町広瀬703番地
伯太庁舎	安来市伯太町東母里580番地
水道庁舎	安来市上坂田町551番地
消防庁舎	安来市飯島町711番地1
観光交流プラザ	安来市安来町2093番地3

1.4. 基本事項

- (1) 納入機器は「2. 交換機仕様」の内容を満たされていることを証明し、市より承認されたものであること。また、設置する機器材料は検定規格品で日本工業規格に適したものを使用すること。
- (2) 請負者は、現状調査及び施行に際しては、業務に支障をきたさないよう留意しなければならない。
- (3) 施行にあたっては、技術的良識に従い品質の良いものを完成させる様に努めること。
- (4) 建築物及び他の設備に損傷を与えないように気をつけること。
- (5) 請負者は、取扱説明書を作成し、操作説明を行うものとし、特に中継台の機能／操作については、構内交換機設備（IP-PBX）運用開始前に説明及び研修を行い、切替後の運用に支障をきたさないようにすること。
- (6) 請負者は、施行上で仕様と著しく差異が生じた場合は、担当者と協議すること。
- (7) 施行に関する通信事業者への諸費用は、市が負担する。
- (8) 本施行、完成に必要な関係機関への申請手続きは、請負者が行うこと。

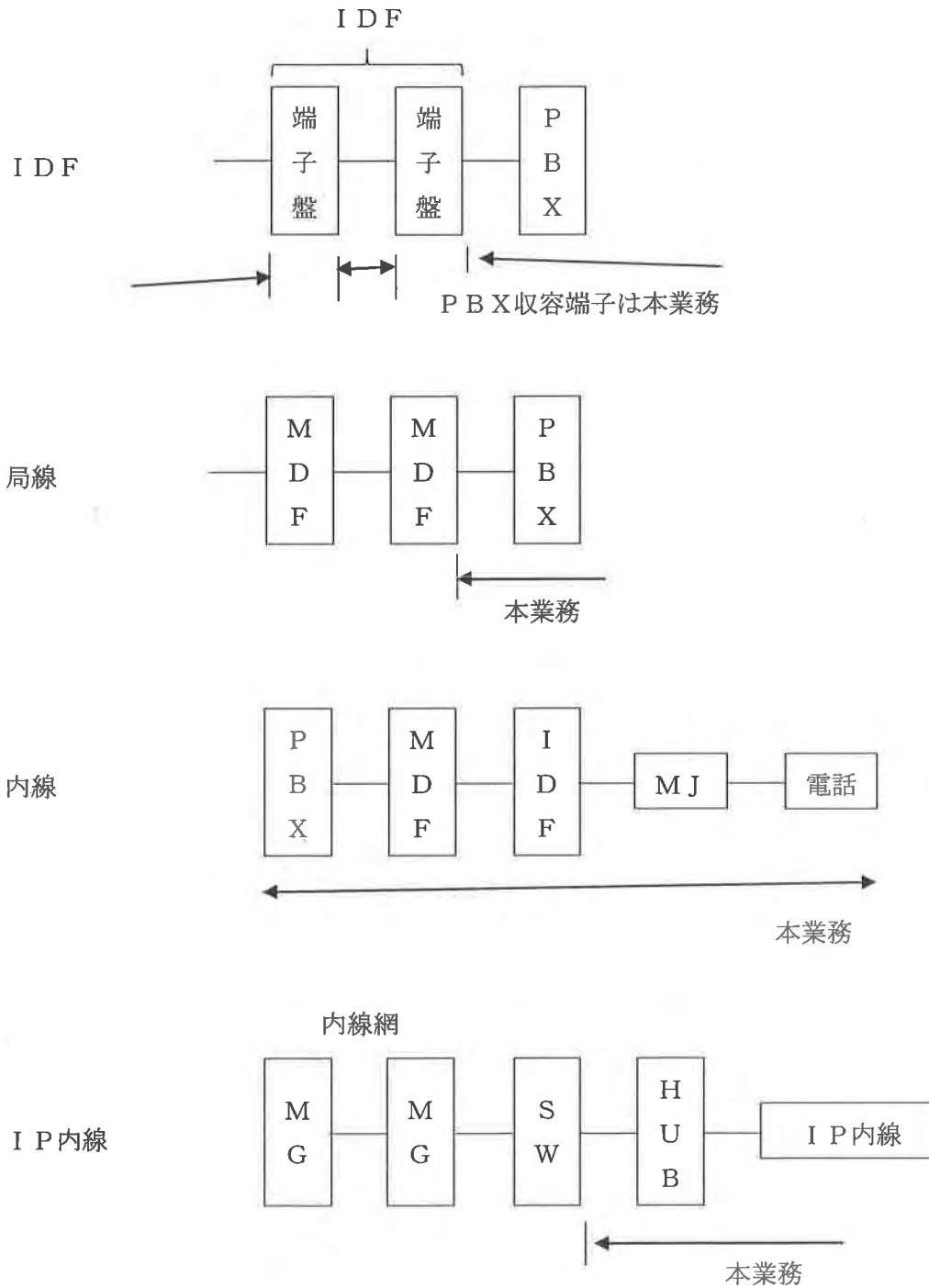
1.5. 範囲

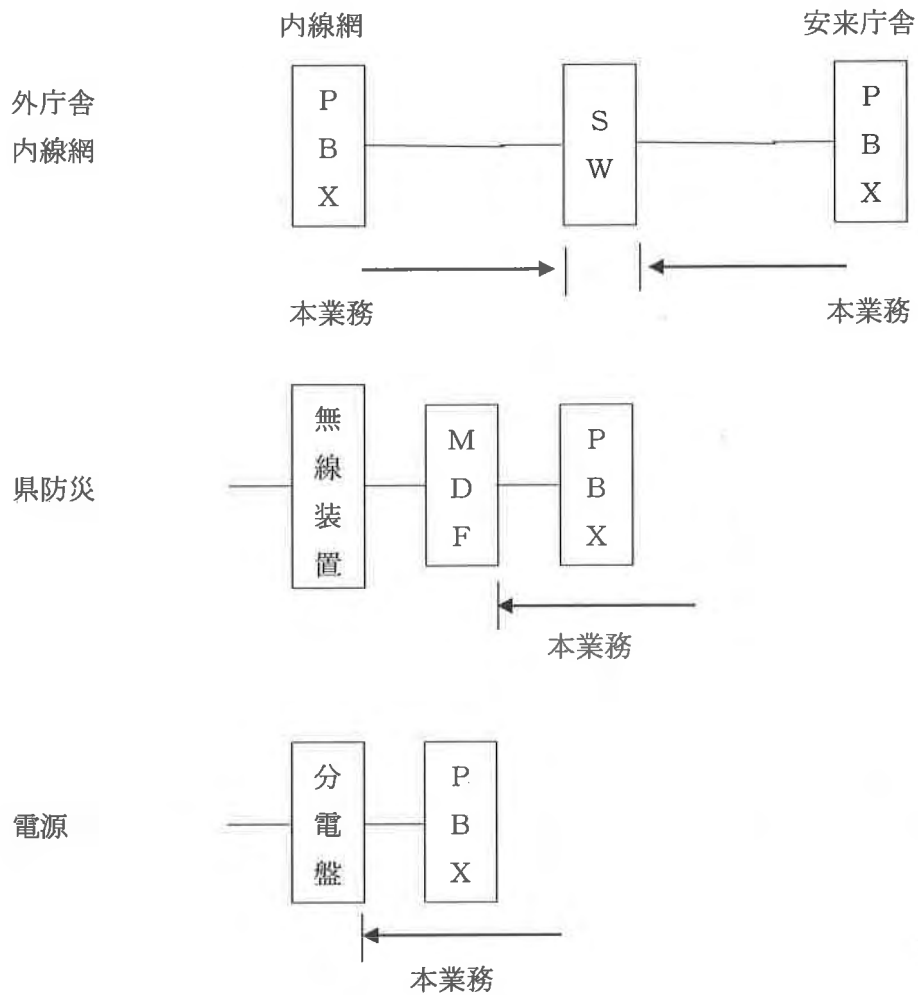
- (1) 構内交換機設備（IP-PBX）の搬入、設置

構内交換機設備（IP-PBX）本体及び蓄電池の搬入、設置。（耐震・転倒防止の対策）

(2) 構内交換機設備 (IP-PBX) から各電話機までのケーブル工事

- ・ 構内ケーブル・端子盤等は新安来庁舎建設時敷設の施設を利用可
- ・ 業務範囲図





(3) 配線工事

必要に応じて下記工事を行うこと。

- ・一般電話機／デジタル多機能電話機 機器配線
- ・外線側屋内配線（アナログ回線、フレッツ回線、専用線等）

(4) 電話機設置・接続等

- ・デジタル多機能電話機の取付、設定、機能試験
- ・既設一般内線電話機の機能試験
- ・その他内線収容機器の機能試験

(5) 周辺機器

- ・局線中継台取付、設定、機能試験

(6) 運用トレーニング

(7) 開通時の立ち会い

(8) 完成図書作成

PBXデータ、中継方式図、機器配置図、電話機配置図、機器実装図、構内ケーブル系統図、局線一覧表、端子表、内線一覧表、番号計画、工事試験成績表 等

(9) その他

- ・構内交換機設備（IP-PBX）への切り替え時、重要回線は運用停止することなく十分に検討して作業を行うこと。またその必要な経費は、請負者の負担とする。
- ・構内交換機設備（IP-PBX）更改構築時、既存交換機に支障があった場合は受託者が修理を行うこと。

1.6. 施行時

- (1) 構内交換機設備（IP-PBX）への新旧切替は、休日または業務時間外に行うこととし、切替に伴う緊急切替回線を設けておくこと。
- (2) 現在使用中の屋内／機器配線及びケーブルについては、最大限既設を利用すること。

1.7. 試験

試験は、業務対象機器について以下の試験項目に従い性能・品質が良好であることを確認すること。

(1) 本体動作確認試験

- ① 動作確認（パッケージ等含む）、MJアラーム、MNアラームのランプチェック

(2) 電源装置の試験

- ① 蓄電池の測定（本体の電源をOFFした場合のバッテリーのチェック）
- ② 停電試験において電源コンセントから抜いた状態の正常運転のチェック

(3) 内線・トランク全数試験

- ① 内線データ、内線ごとの発番号データ、ダイヤルインデータ、収容位置チェック
- ② 電話機、内線ライン回路、スイッチのチェック
- ③ トランクデータ、ルート、番号計画、収容位置チェック
- ④ トランク回路、スイッチのチェック
- ⑤ ケーブル、ジャンパ接続のチェック

(4) サービス機能試験

- ① 使用する機能のデータと動作チェック

(5) 対局試験

- ① 受信番号・送信番号チェック
- ② ルート選択チェック
- ③ 発信・中継・着信機能チェック
- ④ 通話品質チェック

(6) 負荷試験

- ① 負荷した状態での呼処理の正常性チェック

(7) 交換台機能試験

① 機能の正常性チェック

2. 交換機仕様

2.1. システム概要

本システム導入にあたり現状サービスを損なうことなく、拡張性を考慮し更新業務を遂行する。

主な現行サービス及び方針は下記のとおりである。

(1) 同一条件での市民サービス

- ・市民からの対応に迅速かつ確実に対応できる機能（各庁舎間で受けた電話を相互に転送できる機能等）で、市民サービスの向上を図る。
- ・各庁舎の内線から公衆回線への発信でも個々の発信者番号を通知する。

(2) 業務効率アップ

現在のサービス機能（操作性等）維持はもちろんのこと、新たな機能（IP電話サービス、OABJ番号等）にもフレキシブルに対応できる機能で、効率化を図る。

(3) 通信技術高度化への対応

将来性（フルIP化等）を考慮した構内交換機設備（IP-PBX）を導入し、長期に渡り最適な通信環境を実現できるよう更なるエハンスを意識したシステムとする。

(4) 災害時の対応強化

災害時は庁舎内構内交換機設備（IP-PBX）を利用し、災害復旧のために通話確保できるシステムとすること。

(5) 信頼性の高いシステム

- ・CPU等共通部の二重化や停電時の蓄電池によるバックアップ（約3時間以上）等を図り、信頼性の高いシステムとする。
- ・構内交換機設備（IP-PBX）に関するデータは常に複製保存し、何らかの原因によりデータが壊れた場合でも容易にデータの復元が行えるようにする。

2.2. 接続条件

2.2.1. 公衆回線

- (1) アナログ回線及びISDN回線（INSネット64、1500）が収容できること。
- (2) IP電話サービス回線（クラスA）が収容できること。

2.2.2. 専用線

(1) アナログ専用線

LD/OD方式の専用線が収容できること。

(2) デジタル専用線

個別線信号方式/共通線信号方式の専用線が収容できること。

(3) Ether回線

VOIP回線が収容できること。

2.2.3. ISDN端末

TTC標準JT-I430に準拠している端末が収容できること。(Bから2B、HO)

2.2.4. IP端末

IP端末(独自、SIP)が収容できること。

2.2.5. データ通信

モデム/ターミナルアダプタが接続できること。

2.2.6. 一般内線電話機

技術基準認証マーク表示されている一般電話機が利用可能なこと。

また、ナンバーディスプレイ対応一般電話機にも対応可能なこと。

2.2.7. デジタル多機能電話機

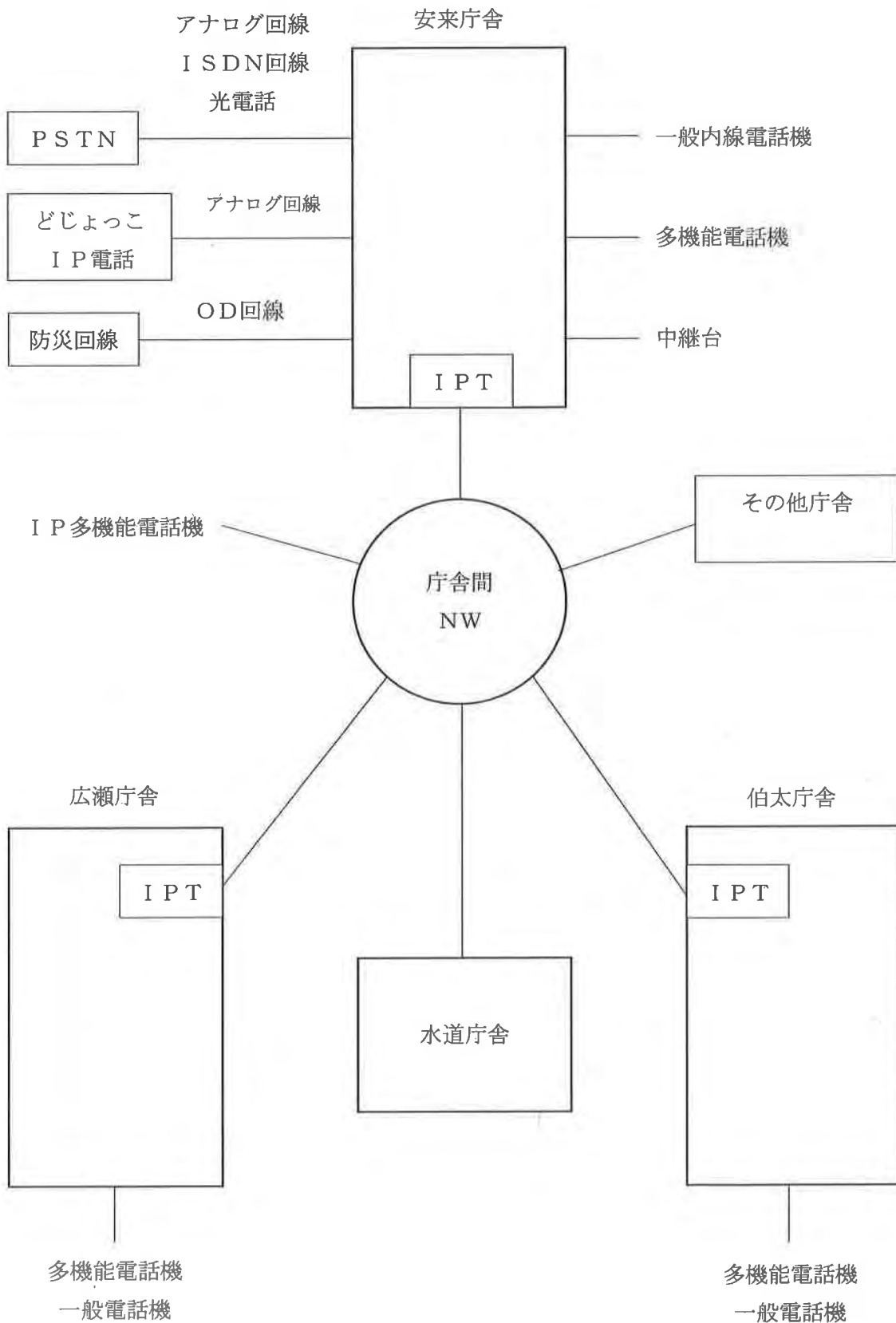
電話機までの距離は線路長で500m(Φ0.5)以上保証できること。

2.2.8. デジタルコードレス

デジタルシステムコードレス(PHS方式)が収容可能なこと。

2.3. システム構成（現状）

システム構成図



2.4. 番号計画（既存構内交換機設備）

現状の運用設備を把握した上でサービス提供を行うものとする。

2.5. 各庁舎との接続

- ・現状の運用設備を把握した上でサービスを維持する。
- ・NWの媒体は現行設備を使用する。

2.6. 運用条件

下記のと通りの運用条件とする。

2.6.1. 外線応答方式

安来庁舎「局線中継台方式」「PBXダイヤルイン方式」併用とする。

2.6.2. 運用方法

(1) 平日昼間（8：30から17：15）

代表番号は中継台着信し、その他追加番号は指定の内線へ着信

(2) 夜間（17：15から翌8：30）／休日（終日）／祝日（終日）

代表番号は宿直室へ着信し、その他追加番号は指定の内線へ着信

(3) 故障時の切替

万が一構内交換機設備（IP-PBX）が停止した場合、あらかじめ指定された内線電話機に接続し、回線直通用として発着信を可能であること。

2.7. 安全対策

2.7.1. 耐震対策

各装置は架台を床でボルト固定し、機器の倒壊防止を図ること。また二重床の場合も同様に架台を用意し床高調整を図ること。

2.7.2. 雷害対策

本構内交換機設備（IP-PBX）およびMDFに避雷器を設置し、雷害混入を防ぐこと。

2.8. 構内交換機設備（IP-PBX）本体の主な諸元

従来回線・端末及びIP回線・端末が収容できる構内交換機設備であること。

(1) 交換機種

従来回線・端末及びIP回線・端末が収容できるハイブリット型の交換機

(2) 主な仕様

制御方式：蓄積プログラム方式

冗長構成：二重化（中央制御部等）

最大内線電話機数：2,000以上対応可能

収容回線

【内線】

- ・非IP内線（一般電話機・I 端末等）
- ・IP内線（SIP・独自等）
- ・PHS内線／無線IP電話機（FOMA等）
- ・ナンバーディスプレイ対応一般内線

【外線】

- ・非IP外線（INS・アナログ・LD・OD・DTI等）
 - ・IP外線（IP回線等）
 - ・LANインターフェース：10Base-T／100BASE-TX
- (3) 環境条件：温度0℃から40℃、湿度20%から85%
 - (4) 使用電源：AC100V±10V、50／60Hz
 - (5) IP電話サービス回線（クラスA）が収容可能なこと
 - (6) 相手に通知する発信者番号が端末ごとに編集可能なこと

2.9. 電源装置

- (1) 電源装置（蓄電池含む）は構内交換機設備（IP-PBX）の最繁忙消費電力において停電時に3時間耐用できる容量の設備とする。
- (2) 電源装置は、製造メーカーの仕様によるものとする。

2.10. 局線中継台

- (1) 外線、内線、専用線からの呼び出しに対し、内線に転送できること。

2.11. 保守コンソール

- (1) システム保守運用（システムデータ変更）が対応可能なこと。
- (2) 公衆網経由でリモート操作が行えること。

2.12. デジタル多機能電話機の主な仕様

安来庁舎

- (1) 液晶表示
 - ・表示できる桁数は半角20桁表示／行。
- (2) 表示文字
 - ・漢字／カナ／数字
- (3) 電話帳機能
 - ・漢字電話帳（電話機固有）
- (4) 発着信履歴機能
 - ・発信 10件以上

・着信 10件以上

(5) 給電

・センター給電

(6) 可変機能ボタン

・12ボタン以上

サービスクラス

接続	超特甲	準超特甲	特甲	準特甲	甲	準甲	乙	記事
局線発信	○	□	×	×	×	×	×	国際自即発信
ダイヤル内容	○	□	□	△	×	×	×	市外発信
	○	□	□	□	□	×	×	市内発信
中継台経由依頼発信	○	○	○	○	○	○	×	
内線発信	○	○	○	○	○	○	○	
専用線発信	○	○	○	○	○	○	○	
局線転送着信	○	○	○	○	○	○	×	
局線着信応答	○	○	○	○	○	○	×	
内線からの着信	○	○	○	○	○	○	○	
専用線からの着信	○	○	○	○	○	○	○	

※ ○は接続可、×は接続不可、△は一部接続不可（特定市外）、□は一部接続不可（準特甲以下で規制ダイヤル）

2.13. 主要設備数（概数）

設備名	設備数		
	安来庁舎	広瀬庁舎 (健康福祉センター)	伯太庁舎
交換装置（電源装置含む）	1	1	1
PBX-MDF（注）	1	1	1
一般内線電話機	100	70	70
デジタル多機能電話機	15	7	31
IP多機能電話機	50	17	3
ひかり電話（オフィスA）	23ch		
INS64	2	1	2
一般局線		1	
専用線（県防災）OD	2L	2L	2L
どじょっこ	8L		
IPT	40ch	20ch	20ch

注）PBX-MDFは現設備を利用するかどうかは受託者の判断で更改すること。

注）上記は、あくまでも現状の概数であり、160台程度の電話機の利用を想定し提案すること。

2.14. サービス機能

1	内線相互接続	17	簡易保留
2	中継台経由接続	18	保留音送出
3	局線自動発信接続	19	長距離内線
4	個別着信（DIL）	20	可変短縮ダイヤル
5	PBXダイヤルイン	21	システム短縮ダイヤル
6	付加番号方式ダイヤルイン	22	国際自即接続
7	局間PBXダイヤルイン	23	発信接続規制
8	自動ハウラ	24	専用線の発着信接続
9	内線代表	25	専用線の中継接続
10	ホットライン	26	共通線信号方式
11	コールピックアップ	27	話中・不応答転送
12	IP内線サービス	28	可変不在転送
13	自動転送	29	オペレータコール迂回
14	ページング	30	中継台間転送
15	着信音識別	31	ナンバーディスプレイ
16	端末ごとの発信者番号編集		等

3. 保守運用

3.1. 保守基本事項

- (1) システム故障時は、復旧体制を整え構内交換機設備（I P－P B X）を早急な復旧を行うこと。
- (2) 回線等含め設備管理を行うこと。
- (3) 人事異動等の際、スムーズな移転工事に対応できること。

3.2. 保守サービス

将来に渡り、構内交換機設備（I P－P B X）の安定した運営のため、保守サービスを下記のとおり提供できること。

- (1) 構内交換機設備（I P－P B X）の故障に対し、24時間の受付及び駆けつけ体制がとれること。
- (2) 故障発生時の連絡受信後安来庁舎へは1時間以内に駆けつけられること。
- (3) 故障発生時は迅速に修理し、回復時間の短縮に努めること。
- (4) 移転、サービス機能変更、増設（外線／内線）がスムーズに行えること。
- (5) システム運用含め関連システムについてコンサルティングを継続的に行えること。
- (6) 保守物品は、保守サポート拠点に保管すること。

3.3. 定額保守サービス仕様

- (1) 年2回、定期点検を実施する。
- (2) 期間は1年とし、費用は本業務に含む。
- (3) 故障内容
 - ・誘導雷による故障
 - ・各種部品の劣化等による故障（腐食、変色、錆等）
 - ・機器内蔵電池の劣化（買い上げた消耗品は除く）等
- (4) 2年目以降の保守契約については別途協議とする。



よみあげ ふりがな もじの大きさ いろ 使い方

当サイトについて | サイトマップ

市長の部屋

防災情報



行政トップページ

くらしのガイド

生活一般

[住民票・戸籍](#) / [パスポート](#)・[各種証明書](#) / [市税](#) / [イェローバス](#) / [公共交通](#) / [住宅](#) / [定住](#) / [選挙](#) / [その他](#)

保健・医療・福祉

[国民健康保険](#) / [国民年金](#) / [介護保険](#)・[高齢者福祉](#) / [障がい者福祉](#) / [生活福祉](#) / [健康](#)・[休日診療](#) / [子育て支援](#) / [その他](#)

環境

[ごみ・リサイクル](#) / [環境保全](#) / [ペット・動物](#) / [その他](#)

教育・交流・協働

[学校教育](#) / [文化振興](#) / [地域・スポーツ振興](#) / [交流センター](#) / [NPO](#)・[国際交流](#) / [人権](#)・[男女共同参画](#) / [その他](#)

安全

[防災](#) / [消防](#) / [防犯](#) / [消費者相談](#) / [交通安全](#) / [その他](#)

産業・経済

[農林業](#) / [商工業](#)・[観光事業](#) / [その他](#)

まちづくり

[道路](#)・[河川](#)・[公園](#) / [上下水道](#) / [建築支援](#) / [その他](#)

行政情報・市政

[市勢](#) / [機構](#) / [施設電話番号](#) / [計画](#) / [統計\(人口・その他\)](#) / [財政](#) / [パブリックコメント\(意見募集\)](#) / [審議会情報](#) / [入札情報](#) / [広報](#)・[広聴](#) / [報道提供資料等](#) / [安来市例規集](#) / [申請書様式ダウンロード](#) / [その他](#)

[部署名からさがす](#)

[English](#)

[トップページ](#) > [部署一覧](#) > [総務部](#) > [総務課](#) > [総務課からのお知らせ](#) > 安来市新安来庁舎構内交換機等設備設置業務の実施業者募集に係る質問に回答します。

安来市新安来庁舎構内交換機等設備設置業務の実施業者募集に係る質問に回答します。

平成28年1月15日に公開した安来市新安来庁舎構内交換機等設備設置業務の実施業者の募集要項等について、質問がありましたので、次のとおり回答を掲載します。(平成28年1月28日掲載)

Q: IP-PBX及び端末電話機は、新安来庁舎、広瀬庁舎、伯太庁舎の3庁舎全て新規導入でしょうか？(仕様書3P)

A: いいえ。今回の業務では、IP-PBX及び端末電話機は、新安来庁舎のみの導入を想定しています。(ただし、予算内に収まれば3庁舎全て新規導入といった提案も受けます。)

Q: 広瀬庁舎及び伯太庁舎の既存交換機と新庁舎導入の交換機のIPTインターフェイスが合わないと判断した場合、広瀬庁舎及び伯太庁舎の交換機入れ替えも含めたご提案でもよろしいでしょうか？(仕様書9P)

A: 予算の関係もありますが、広瀬庁舎及び伯太庁舎の交換機入れ替えも含めたご提案も受けます。

Q: 「最大内線電話機数 2,000以上対応可能」とありますが、これは、IP-PBXのシステム最大ポート数が2,000以上であれば、よろしいですか？(仕様書10P)

A: そのとおりです。

Q: 仕様書13PにIP多機能電話機数が記載されていますが、仕様書9Pのシステム構成図内のIP多機能電話機数の台数という認識でよろしいですか？

A: 13PのIP多機能電話機数は、安来庁舎、広瀬庁舎、伯太庁舎の現状の概数を示しており、9Pのシステム構成図にある水道庁舎やその他の庁舎分は、含んでいません。

Q: 「水道庁舎」「その他庁舎」、それぞれの接続インターフェイス及び同時通話回線数をお知らせください。

A: 仕様書P13のとおり、現状は、安来40CH・広瀬20CH・伯太20CHです。接続インターフェイスは、IPTで想定しています(仕様書P9)。信号方式は、独自の提案をお願いします。

Q: 「消防庁舎」「観光交流プラザ(駅)」、それぞれの接続インターフェイス及び同時通話回線数をお知らせください。

A: 上記と同様に、現状は、消防8CH・観光交流プラザ8CH、IPTです。

Q: 中継台は、何台必要でしょうか？

A: 2台を想定しています。

Q: 故障発生時の駆けつけ時間(1時間)は、必須時間でしょうか？努力時間でしょうか？

A: 必須時間です。そのため、募集要項2P参加資格として、「営業所等が安来市、松江市、雲南市、米子市、境港市のいずれかにあること。」としています。

- ※ 先般の雪害・水道凍結被害等の対応により、回答が遅れお詫び申し上げます。

安来市へのお問い合わせやご意見、各課案内はこちら

安来市役所

〒692-8686 島根県安来市安来町878-2

電話: 0854-23-3000 (代表)

代表メールアドレス: info@city.yasugi.shimane.jp



よみあげ ふりがな もじの大きさ いろ 使い方

当サイトについて | サイトマップ

市長の部屋

防災情報



行政トップページ

くらしのガイド

生活一般

[住民票・戸籍](#) / [パスポート](#)・各種証明書 / [市税](#) / [イエローバス](#)・[公共交通](#) / [住宅](#) / [定住](#) / [選挙](#) / [その他](#)

保健・医療・福祉

[国民健康保険](#) / [国民年金](#) / [介護保険](#)・[高齢者福祉](#) / [障がい者福祉](#) / [生活福祉](#) / [健康](#)・[休日診療](#) / [子育て支援](#) / [その他](#)

環境

[ごみ・リサイクル](#) / [環境保全](#) / [ペット・動物](#) / [その他](#)

教育・交流・協働

[学校教育](#) / [文化振興](#) / [地域・スポーツ振興](#) / [交流センター](#) / [NPO](#)・[国際交流](#) / [人権](#)・[男女共同参画](#) / [その他](#)

安全

[防災](#) / [消防](#) / [防犯](#) / [消費者相談](#) / [交通安全](#) / [その他](#)

産業・経済

[農林業](#) / [商工業](#)・[観光事業](#) / [その他](#)

まちづくり

[道路](#)・[河川](#)・[公園](#) / [上下水道](#) / [建築支援](#) / [その他](#)

行政情報・市政

[市勢](#) / [機構](#) / [施設電話番号](#) / [計画](#) / [統計\(人口・その他\)](#) / [財政](#) / [パブリックコメント\(意見募集\)](#) / [審議会情報](#) / [入札情報](#) / [広報](#)・[広聴](#) / [報道提供資料等](#) / [安来市例規集](#) / [申請書様式ダウンロード](#) / [その他](#)

[部署名からさがす](#)

[English](#)

[トップページ](#) > [部署一覧](#) > [総務部](#) > [総務課](#) > [総務課からのお知らせ](#) > 安来市新安来庁舎構内交換機等設備設置業務の受託者選定結果について

安来市新安来庁舎構内交換機等設備設置業務の受託者選定結果について

安来市では、新安来庁舎建設にあたり、構内交換機設備(IP-PBX)、周辺機器を更新する予定です。更新にあたり、新たな機器等の提案を受けるため、公募型企画提案方式(プロポーザル方式)により、事業者を募集し、審査を行った結果、下記のとおり第1順位の提案者を優先交渉権者に決定しました。

優先交渉権者 西日本電信電話 株式会社 島根支店

選定までの経緯

平成27年12月21日

選定委員会(内部)の設置

平成27年12月25日

第1回選定委員会の開催

平成28年1月15日から2月5日まで

募集要項等の公表

平成28年1月18日から2月5日まで

参加表明書等提出書類の受付

平成28年1月18日から2月5日まで

第1次審査の結果及び第2次審査の参加依頼通知

平成28年2月12日

第2回選定委員会及び第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の開催

平成28年2月16日

優先交渉権者の決定

平成28年2月23日

優先交渉権者の審査結果通知

選定方法

安来市新安来庁舎構内交換機等設備設置業者選定委員会(委員数:5名 市職員)を設置し、参加事業者から提出された提案書等の審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定委員会の審査結果を踏まえ選定しました。

選定結果

参加事業者数:3

[審査結果](#)(PDF形式34KB)。

[安来市へのお問い合わせやご意見、各課案内はこちら](#)

安来市役所

〒692-8686島根県安来市安来町878-2

電話:0854-23-3000(代表)

代表メールアドレス:info@city.yasugi.shimane.jp

新安来庁舎構内交換機等設備設置業務企画提案 審査結果

大分類	中分類	チェックポイント(小分類)	配点	A社	B社	西日本電信電話㈱ 島根支店
基本事項	仕様	仕様を満足しているか	10点	8	8.2	9.2
設計・施工	信頼性	PBXの安全性は、 考慮されているか	15点	9.8	10.6	12.2
		将来提案等、効率化、経費節減は、 考慮されているか	15点	8.6	10	10.6
		スケジュールは適切か	10点	6	6.4	8.6
会社能力	保守	故障時の体制はよいか	20点	12.4	14.2	17
	導入実績 会社規模	導入実績はあるか 会社規模・評価	20点	13	16.4	18.2
事業費総額(案)		事業費総額 最低提案者の提案額 ／ 各社提案額 × 10 = (四捨五入:小数点第一位)	10点	9.4	9.1	10.0
合計			100点	67.2	74.9	85.8
順位				3	2	1
備考					次 点	優先交渉権者